地方財政からみた道州制の課題に関する検討

伊藤敏安†

【要 約】

地方分権と道州制に関する基礎的資料と政策的示唆を得るため、都道府県・市町村財政(2007年度決算)のデータを道州制11区域案にくくり替えて、現状の歳入のもとで道州制が導入された場合における地域間の受益・負担関係、地域間財政調整の程度、地域間・地域内の財政力格差、長期債務や基礎的財政収支の状況を点検した。これらをふまえ移譲財源の内容、地域間財政調整の留意事項、地方分権と地域経済の課題について検討した。

【キーワード】道州制、地域間財政力格差、財政調整

1. 問題意識

ここ数年、地方分権とさらにその先の道州制に対する関心が非常な高まりをみせてきた。しかし、道州制について公式には、内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会の最終答申(2006年2月)ならびに道州制担当大臣の私的懇談会であった道州制ビジョン懇談会の中間報告(2008年3月)に書かれている以上のことが明らかにされているわけではない¹⁾。中身が確定していないこともあって道州制に関する議論は百花繚乱の様相を呈しており、錯綜している。「道州制になればわが国の地方は活性化する」といった素朴な議論もみられる。

小泉純一郎内閣が終わって3年あまりが経過し た今日、同内閣について「過度に市場主義的」と 批判的にとらえる見方がある。ところが、政府間 関係の見直しである地方分権とその先の道州制と は、政府部門から民間部門への権限移譲である市 場化と"いとこ"のような関係にあることにも留 意しなくてはならない²⁾。

経済が順調に機能し、社会経済に特段の問題が起きていない限り、租税負担はできるだけ少ないに越したことはないし、行政サービスに対する過剰な要望も抑制されよう。ところが、地方分権・道州制に関する論議のなかには「小さな政府」をめざしているのか「大きな政府」を要望しているのか、判然としないものが少なくない。

道州制をめざした地方分権とは、端的には自らの租税(ときに起債)でもって自らの行政サービス(公共インフラの整備・維持を含む)を確保することを意味する。地域経済は開放的であり、密接な相互依存関係に置かれているが、少なくとも財政については自分の足でしっかりと立つことが求められる。であれば、「道州制の導入とは、我が国の経済財政構造をより分権的な仕組みに変えることを意図したものであり、道州制移行後も引き続き国からの財政移転に依存して、自立的な経

[†] 広島大学地域経済システム研究センター教授 itot@hiroshima-u.ac.jp

¹⁾ 第28次地方制度調査会答申、道州制ビジョン懇談会中間報告、あるいは内閣府に設置されていた地方分権改革推進委員会の勧告は、2009年秋に誕生した新政権でそのまま継承されるとは限らない。地方分権の行方は、2010年2月の段階ではよく分からない。

²⁾ このあたりの問題については伊藤 (2009a) を参照。

済財政運営ができないようでは、道州制導入の意義が根本から失われることになる」(土居2008b) という指摘をあえて甘受しなくてはなるまい。

であるにもかかわらず、単純素朴な地方分権論・道州制論のなかには、既存の財政調整システムを漫然と前提としているような議論も見受けられる。「道州制になれば地方は活性化する」という主張のようでもあり、地域ごとの社会経済条件や地域間の産業連関が丹念に検討されているようにはみえない。連邦制を導入しているアメリカやドイツでもすべての地域が均等に発展しているわけではないし、地域経済の相互依存関係が失われているわけではない。

私自身は、地方分権を推進すべきであり、なんらかの形の道州制導入も必要だと思っている。地方分権・道州制というのは、それぞれの地域が厳しさや不都合を受け容れることができるかどうかにかかっていると考えている。だから地方分権・道州制に関する単純素朴な論議には疑問である。地方分権・道州制にあわせて安易に地域間競争をあおれば、地域と世代を超えた社会の統合が阻まれ、一国経済の健全な発展に影響を及ぼしかねないとも考えている。

本稿は、道州制移行後に「話が違う」といったことが起きないよう、地方にとって不都合なデータをもあえて提示しながら、道州制が導入された場合の地域間の受益・負担関係、地域間財政調整の程度、地域間・地域内の財政力格差、長期債務や基礎的財政収支の状況などについて点検し、政策的示唆を得ることを目的とする。

2. 研究方法と関連研究

(1) 研究方法

以上のような問題意識のもとで、本稿では次のような方法で検討する。

主として総務省「地方財政統計年報」(2007年度決算)ならびに国税庁「国税庁統計年報書」(同)に基づいて、都道府県と市町村における地方税、地方譲与税、地方特例交付金等および地方交付税(以下では便宜的に「地方4税」という)を道州制11区域案(以下では「地域」ともいう)にくくり替える。基本的には、これを人口1人あたりに

換算してみていくだけである。必要に応じてその 他のデータを使用することがあるが、これはその つど紹介する。

本稿は現状の財源配分に関する議論にとどまるわけではない。第1に、現状の「帰着地ベース」のほか「発生地ベース」でみると同時に、さらに現行税制の偏りを考慮して割り戻した「実力ベース」でも地方4税の状況をみていく。第2に、地域ごとの受益・負担関係を点検したうえで、現状財源のもとで地域間財政調整が可能かどうかを検討する。第3に、地域間格差・地域内格差、長期債務および基礎的財政収支の点から、地域間財政調整の課題を検討する。第4に、財源配分に関する簡単なシミュレーションやISバランスの考えをふまえながら、いくつかの示唆を導き出すことにしたい。

11地域への配分方法は土居(2008b)に啓発されたものである。本稿ではそれをふまえ、上述のように問題領域を拡大させながら地方分権と道州制にかかわる課題を検討する。道州制11区域案は、第28次地方制度調査会最終答申(2006年2月)による。内訳は下記のとおりである。土居(2008)も強調しているとおり、11区域案は便宜的に選択したものであり、9区域案でみても13区域案でみても以下の分析結果は基本的には変わらない。

- ①北海道:北海道
- ②東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ③北関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長 野県
- ④南関東:千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
- ⑤北陸:新潟県、富山県、石川県、福井県
- ⑥東海:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ⑦関西:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良 県、和歌山県
- ⑧中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ⑨四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ⑩九州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島県
- ①沖縄:沖縄県

なお、都道府県・市町村の重複部分を除いた歳 入の純計は2007年度に91.2兆円である。このうち 使途が特定されない一般財源は56.5兆円である。 一般財源のうち地方税は40.2兆円(都道府県20.8 兆円、市町村19.5兆円)、地方交付税は15.2兆円(都 道府県8.2兆円、市町村7.0兆円)であり、地方税 と地方交付税が地方の一般財源のほとんどを占め る。本稿でいう地方4税は一般財源とほぼ重なる。

(2) 関連研究

都道府県の統合・合併とさらに道州制のような

図表1 人口あたりでみた地方財源

a. 実数 (万円)

		県内総生産	地方税	地方譲与税	地方特例	地方3	を付税	地方	4 税
		(2006年度)	地力优	地刀碳分悅	交付金等	帰着地	発生地	帰着地	発生地
		а	b	С	d	е	f	g=b+c+d+e	h=b+c+d+f
北 海	道	337.7	24.3	1.02	0.14	26.7	5.3	52.2	30.8
東	北	348.2	23.9	0.83	0.16	24.3	4.8	49.2	29.7
北関	東	343.9	28.8	0.59	0.18	8.6	5.9	38.2	35.5
南関	東	522.7	43.1	0.31	0.39	1.8	26.4	45.7	70.3
北	陸	389.0	28.5	0.77	0.18	20.8	6.4	50.3	35.9
東	海	462.9	35.8	0.53	0.31	5.3	10.3	41.9	46.9
関	西	396.9	30.9	0.43	0.22	9.2	11.5	40.8	43.0
中	国	392.8	27.8	0.73	0.20	19.4	6.7	48.2	35.4
四四	国	334.2	24.5	0.74	0.17	25.1	6.1	50.4	31.4
九	州	331.1	23.5	0.70	0.17	21.1	5.9	45.5	30.2
沖	縄	265.8	17.8	0.42	0.17	23.4	4.5	41.8	22.9
全	国	408.4	31.7	0.56	0.25	12.0	11.8	44.5	44.3
変動 1	係数	0.187	0.243	0.324	0.355	0.525	0.744	0.101	0.339
[東京	(都]	746.5	57.6	0.25	0.63	0.2	51.2	58.7	109.7
[南関	東]	346.2	31.7	0.37	0.20	3.1	6.8	35.3	39.1
総額(兆円)	518.8	40.3	0.71	0.31	15.2	15.0	56.5	56.3

b. 指数 (全国=100)

			県内総生産	地方税	地方譲与税	地方特例	地方3		地方	4 税
			(2006年度)	地力优	地刀磙分饥	交付金等	帰着地	発生地	帰着地	発生地
			а	b	С	d	е	f	g=b+c+d+e	h=b+c+d+f
北	海	道	82.7	76.8	181.0	57.7	223.0	44.5	117.4	69.4
東		北	85.3	75.4	148.2	65.7	202.7	40.3	110.5	66.9
北	関	東	84.2	90.8	104.5	75.2	72.3	49.9	85.9	80.0
南	関	東	128.0	136.1	55.9	159.0	15.3	223.4	102.7	158.5
北		陸	95.3	90.0	137.2	75.2	174.0	54.3	113.1	81.0
東		海	113.4	113.0	93.4	124.5	44.2	87.2	94.3	105.9
関		西	97.2	97.5	76.8	89.4	77.2	97.1	91.7	97.1
中		玉	96.2	87.8	129.3	81.3	162.3	56.3	108.3	79.8
四		玉	81.8	77.2	131.3	70.2	209.4	51.3	113.4	70.9
九		州	81.1	74.1	123.9	69.9	176.5	49.6	102.3	68.2
沖		縄	65.1	56.1	74.2	68.0	195.6	38.0	93.9	51.6
全		玉	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
[東	京	都]	182.8	181.7	43.9	258.4	2.0	432.9	132.1	247.4
[南	関	東]	84.8	100.0	65.4	80.5	25.7	57.8	79.5	88.2

⁽注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2006年度、総務省「地方財政統計年報」2007年度、国税庁「国税庁統計年報書」 2007年度、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」2006年度、07年度から作成。

^{2.} かっこのついた東京都と南関東は、11区域案の南関東を東京都とその他に分けて参考として表示している。以下同じ。

広域中間政府への展開を考慮した経済学・財政 学分野の先行研究として、関西社会経済研究所 (2004)、橋本・吉田 (2004)、NIRA (2005)、 野田 (2007)、大塚 (2007)、石黒ほか (2007)、 赤井・竹本 (2008)、林・21世紀政策研究所 (2009) などがある。これらの研究では、主に規模の経済 などによる歳出縮減効果や人員削減効果が検討さ れている。

これらのなかにあって土居(2008b) は、2005年度のデータを用いて地域間財政調整が可能かどうかを点検している。本稿は、同様の方法から出発し、これをさらに敷衍したものである。

人口減少と高齢化の進展、産業構造変化などを背景に財政制約がますます厳しくなるなかで、歳出縮減効果や人員削減効果の点から道州制導入への期待も大きい。先行研究が示すとおり、道州制に移行すれば規模の経済が働くことが見込まれる。しかし、本稿は2007年度の歳入を前提に、その配分の仕方などを検討したものであり、道州制移行による行政コスト節減の問題を直接的には扱わない。

3. 人口あたりの地方財源

(1) 帰着地ベースの地方財源

県内総生産は、地域経済の水準を表現する代表 的指標の1つである。そこでまず、人口あたり県 内総生産(2006年度)を地域別にみてみると(図 表1a)、全国平均は約408万円であるのに対し、 最大の南関東の523万円と最小の沖縄の267万円の あいだにほぼ2倍の乖離がある。しかし変動係数 は0.187であり、地域間のバラツキは思ったほど 大きくない。ところが、県内総生産には政府最終 消費出、公的総固定資本形成および公的企業・一 般政府の在庫品増加という政府部門の経済活動が 含まれている。47都道府県計では政府最終消費出 は約90兆円、公的総固定資本形成は約21兆円であ り、合計で県内総生産の21.3%を占める。島根、 沖縄、鳥取、鹿児島など10道県では30%を超え、 高知県では40%に達している。近年、公的総固定 資本形成は抑制傾向にあり、政府最終消費支出の うち中央政府と地方政府のウエイトは低下気味で あるのに対し、政府部門の1つである社会保障基 金のウエイトは拡大している。これは医療保険や

介護保険の現物社会給付の増大によるものである³。地方圏ほど現物社会給付への依存が大きく、 したがって県内総生産に対する政府部門のウエイトが高いことは明らかである。

このように県内総生産は、必ずしも地域経済の 実態を十分に反映しているとは限らない。むしろ 家計と企業の所得、消費、資産に対して課せられ る税収のほうが地域経済の実態を反映している面 もある。実際、人口あたり地方税は最大の南関東 の43.1万円と最小の沖縄の17.8万円とでは2.4倍の 格差がある。変動係数は0.243であり、県内総生 産の変動係数を上回る(図表1 a)。地方税収の ほうが実感に近いようにもみえる。

その一方、地方税、地方譲与税、地方特例交付 金等および地方交付税を合計した地方4税でみる と、また異なる様相があらわれてくる⁴⁾。実際に 交付されている地方交付税を「帰着地ベース」と 呼ぶことにすれば、帰着地ベースでみた人口あた り地方交付税は北海道、東北、北陸、四国、九州、 沖縄では20万円を超えている。これに対し、大都 市圏の南関東で1.8万円、東海で5.3万円、関西で9.2 万円であり、10万円に満たない。地方交付税の地 域間格差は、地方税における地域間格差を相殺す る形になっている。地方4税でみるなら最大の北 海道の52.2万円と最小の北関東の38.2万円の格差 は1.4倍以下に収まっている。変動係数はわずか 0.101である。これは県内総生産のそれを下回る ものである。地方圏における県内総生産は、当該 地域固有の経済活動だけでなく、地方交付税を中 心とした財政移転と現物社会給付に少なからず依 存しているということもできよう。

(2) 発生地ベースの地方財源

図表1では「発生地ベース」の地方交付税を計 算して表示している。これは、国税庁「国税庁統

³⁾ 内閣府「国民経済計算年報」(2007年度) による と、政府部門の雇用者報酬は32兆円弱であるのに対 し、現物社会給付等は33兆円超である。2005年度以 降、後者が国家公務員・地方公務員の人件費を上回っ ている。

⁴⁾ 帰着地ベースの地方4税は総額56.5兆円である。そのうち地方税は40.3兆円、地方交付税は15.2兆円であり、地方譲与税と地方特例交付金等は合計でも総額1兆円強にすぎない。

計年報書」(2007年度)をもとに、所得税、法人税、 消費税、たばこ税および酒税という国税5税について地方交付税の原資となる部分を発生地である 都道府県別に集計したものである⁵¹。

発生地ベースでみた人口あたり地方交付税は、地域間のバラツキが非常に大きい。最大の南関東の26.4万円と最小の沖縄の4.5万円とでは5.9倍の格差があり、変動係数は0.744である。一見して明らかなとおり、帰着地ベースの地方交付税とは反対に大都市圏で多く、地方圏で少ない。その結果、発生地ベースで地方4税を合計してみると、最大の南関東と最小の沖縄とでは3.1倍の乖離が生まれ、変動係数は0.339である。これは人口あたり地方税の変動係数よりも大きく、当然、帰着地ベースの地方4税に関する変動係数よりも大きい。

発生地ベースの地方4税に対する帰着地ベースの地方4税の倍率は、財政移転の度合いを意味する。南関東0.65倍、東海0.89倍、関西0.95倍であり、大都市圏ではいずれも発生地ベースのほうが大きい持ち出し超過型である。他方、沖縄1.83倍、北海道1.69倍、東北1.66倍、四国1.61倍であり、いずれも帰着地ベースのほうが大きい受け入れ超過型といえる。これらに次いで、九州1.51倍、北陸1.40倍、中国地方1.36倍もやはり受け入れ超過型である。北関東は1.08倍であり、受け入れ超過型ではあるものの、発生地ベースとの乖離は小さい。

(3) 発生地ベースの地方交付税の財源移譲

全国を100とした指数でみると(図表1b)、人口あたり県内総生産について全国平均を超えるのは南関東と東海だけである。関西は97.2であり、全国平均に少し及ばない。中国地方は96.2であり、北陸の95.3とともに地方圏のなかでは比較的健闘している。残りの地方圏は軒並み80台であり、中国地方・北陸に比較して懸隔がみられる。沖縄は65.1である。

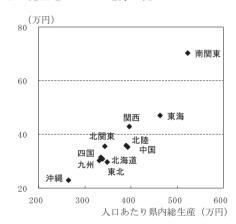
現状の一般財源に相当する帰着地ベースの地方

4税についてみると、地方交付税が移転されたおかげで、北海道、北陸、四国、東北では110を超える。中国地方は108.3、南関東と九州は102~103である。他方、東海、関西、沖縄では90台前半、北関東では85.9と低い。

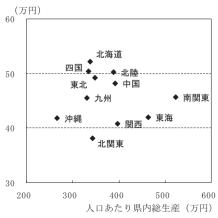
北関東で人口あたり地方4税の水準が最も低いのは、人口あたり地方税収が全国平均の90.8であるうえ、人口あたりの地方交付税も全国平均の72.3の水準にとどまっているからである。沖縄については、人口あたりの地方交付税は全国平均のほぼ2倍であるが、人口あたり地方税は全国平均の半分強の水準であり、地方4税では大都市圏の東海・関西並みである(沖縄についてはその代わり国庫支出金のウエイトが高く、人口あたりでは

図表 2 人口あたりでみた県内総生産と地方 4 税の 関係

a. 発生地ベースの地方4税



b. 帰着地ベースの地方4税



(注) 図表1から作成。

^{5) 2007}年度の場合、所得税の32%、法人税の34%、 消費税(国税部分)の29.5%、たばこ税の25%、酒税 の32%が地方交付税の原資である。発生段階では合 計で総額15兆円であるが、一般会計からの繰入など が追加されて、出口の地方財政計画段階では約15.2兆 円にふくらんでいる。

全国平均の2.3倍の18.8万円となっている)。

発生地ベースでみれば、大都市圏と地方圏の水 準が逆転することはすでにみたとおりである。地 方分権に伴う財源移譲についてはまだ具体的に審 議されているわけではないが、かりに発生地ベー スの地方交付税部分が地方政府にそのまま移譲さ れたと考えればどうだろうか。

発生地ベースの地方4税についてみると、全国平均を超えるのは南関東と東海の2地域のみである。関西は97.1であり、全国平均を下回る。これらに次いで地方圏では北陸、北関東、中国地方の水準が高いが、それでも全国平均の80%程度の水準である。残りの北海道、東北、四国、九州は全国平均の70%前後、沖縄は51.6である。

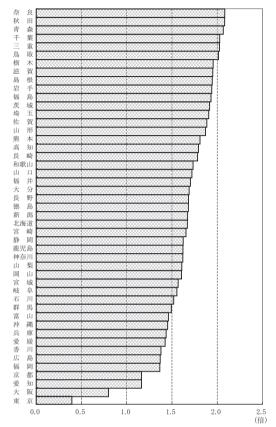
以上から暗示されるとおり、人口あたり県内総生産と発生地ベースの人口あたり地方4税のあいだには一定の相関関係がみられる(図表2a)。つまり、地域経済と財源とは対応している。これに対し、現状の帰着地ベースの人口あたり地方4税は、人口あたり県内総生産とは関係なく配分されているともいえる(図表2b)。

(4)地域経済の見かけと実力

発生地ベースの地方交付税原資は、所得税、法人税、消費税の国税分、たばこ税および酒税のそれぞれ一定割合である。これをそのまま発生地に財源として移譲することは、実は公平とはいえない。現行制度のもとでは企業の法人税や社員の源泉所得税は、本社の所在地で計上されているからである。

2007年度の場合、全国の国税収納済額は総額 55.1兆円であるが、そのうち18.4兆円を占める所 得税の41.6%、15.7兆円を占める法人税の50.5%、13.3兆円を占める消費税 (調整前) の38.3%は東京都に集中している⁶。地方財政全体 (都道府県財政と市町村財政の合計) では東京都 (都財政と市町村財政の合計) における地方税のシェアは 17.8%であるので、現行制度のもとでは所得税や 法人税の徴収がいかに大都市に偏在しているかが

図表 3 "見かけ"の地方交付税原資に対する"実力" の地方交付税原資の倍率



(注) 総務省「地方財政統計年報」2007年度、国税庁 「国税庁統計年報書」2007年度、経済産業省「商 業統計表」2007年から作成。算出方法は本文を 参照。

分かる。

これは"見かけ"の税収であり、"実力"の税収との乖離分は、地方から東京への「仕送り」にほかならないと喝破したのが山下(1998)である。山下(1998)は、1995年度決算をもとに、都道県民税と市町村民税のシェアに基づいて所得税を、事業税のシェアに基づいて法人税を、そして小売業年間販売額のシェアに基づいて消費税を、それぞれ再配分して"実力"の税収を計算し、これを「仕送り」に見合った地方への「分財」の論拠としている"。

7)山下(1998)は、このほか就業者数のシェアに基づいて所得税を、県内総生産のシェアに基づいて法人税を、人口のシェアに基づいて消費税をそれぞれ再配分する方法で「仕送り」を試算している。この

⁶⁾国税庁「国税庁統計年報書」2007年度決算による。 国税の徴収状況は、都道府県別に集計されると同時 に、当該国税局の局引受分から構成される。局引受 分については都道府県別実績に基づいて按分した。 ごく一部の秘匿値については数量統計から推計した。

図表4 "実力" ベースでみた人口あたりの地方財源

(万円)

			地方税	地方譲与税	地方特例	地方交付稅	(発生地)	地力	方4税(発生)	地)
					交付金等	見かけ	実力	見かけ	実力	実力
			а	b	С	d	е	f=a+b+c+d	g=a+b+c+e	(全国=100)
北	海道	Ī	24.3	1.02	0.14	5.3	8.8	30.8	34.3	77.4
東	킈	5	23.9	0.83	0.16	4.8	8.7	29.7	33.6	75.9
北	関東	Į	28.8	0.59	0.18	5.9	10.7	35.5	40.3	90.9
南	関東	Į	43.1	0.31	0.39	26.4	15.5	70.3	59.4	134.0
北	陸	Ē	28.5	0.77	0.18	6.4	10.2	35.9	39.7	89.6
東	油		35.8	0.53	0.31	10.3	13.8	46.9	50.5	113.8
関	西	ā	30.9	0.43	0.22	11.5	12.0	43.0	43.6	98.3
中	囯]	27.8	0.73	0.20	6.7	10.4	35.4	39.1	88.2
四	囯		24.5	0.74	0.17	6.1	9.1	31.4	34.4	77.7
九	州	4	23.5	0.70	0.17	5.9	9.1	30.2	33.4	75.4
沖	維		17.8	0.42	0.17	4.5	6.5	22.9	24.9	56.1
全	囯]	31.7	0.56	0.25	11.8	11.8	44.3	44.3	100.0
変重	协係 娄	ζ	0.243	0.324	0.355	0.744	0.244	0.339	0.237	0.237
[東	京都		57.6	0.25	0.63	51.2	20.1	109.7	78.6	177.4
[南	関東		31.7	0.37	0.20	6.8	11.9	39.1	44.2	99.7
総額	(兆円)	40.3	0.71	0.31	15.0	15.0	56.3	56.3	56.3

- (注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2006年度、総務省「地方財政統計年報」2007年度、国税庁「国税庁統計年報書」 2007年度、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」2008年3月31日現在などから作成。
 - 2. "見かけ"と"実力"の算出方法については本文を参照。

本稿でも山下 (1998) の方法に準拠し、2007年 度決算について、都道府県民税と市町村民税 (個人) のシェアで所得税を、都道府県事業税と市町 村民税 (法人) のシェアで法人税をそれぞれ再配 分し、小売業年間販売額のシェアで消費税の国税 分を配分しなおした⁸⁾。たばこ税と酒税については 総額でも1兆円あまりなので、当初の収納済額を 用いた。これら5税に現行の法定税率を乗じて"実 力"の地方交付税原資を求めてみた (図表3)。

これによると、東京都の地方交付税原資は"見かけ"では6.4兆円であるが、"実力"ではその39%の2.5兆円にすぎない。大阪府でも1.5兆円に対し1.2兆円である。つまり、"実力"よりも"見かけ"の国税収入が多いことになる。これら2都府を除く45道府県では逆に"実力"のほうが大きい。とりわけ奈良県では573億円に対し1,195億円、秋田県では403億円に対し839億円、青森県では499億円に対し1,032億円である。このほか千葉県、

三重県、鳥取県において、それぞれ"実力"が"見かけ"を2倍あまり上回っている。

地方への財源移譲に際して、現行の地方交付税 原資に偏りの問題があるのであれば、このように "実力"ベースでみた地方交付税原資を移譲の対 象とすればどうだろうか。

その検討結果を整理した図表4によると、"見かけ"の地方交付税(図表1の発生地ベースの地方交付税と同じ)については最大の南関東と最小の沖縄の格差が5.9倍であったのに対し、"実力"ベースの地方交付税については2.4倍に是正され、変動係数は0.744から0.244に縮小している。

この "実力" ベースの地方交付税を加えた地方 4 税でみると、変動係数は0.237である。これは 図表 1 でみたように、現状の地方税に関する変動係数の0.243とほぼ同程度であるか、むしろ下回る。というより、"実力" ベースの地方交付税 は当該地域の経済活動にそくして算定しているため、地方税のバラツキに近似するのは、ある意味で当然のことともいえよう。

実際、県内総生産と"見かけ"の地方4税との 相関係数は0.945であり、県内総生産と人口あた

方法によれば、本文で紹介した方法に比べて「仕送り」 が20%あまり多くなる。

⁸⁾ 小売業年間販売額は、経済産業省「商業統計表」 により2007年の年間販売額を用いた。

り地方税のそれは0.975である。これに対し、県内総生産と"実力"の地方4税の相関係数は0.976であり、最も高い(いずれも人口あたり)。

全国を100として"実力"ベースの地方4税の水準をみると、南関東134.0と東海113.8では100を超える。関西では98.3であり、なんとか全国並みを維持している。これらに次いで地方圏では北関東90.9、北陸89.6、中国地方88.2である。北関東は、人口あたり県内総生産の水準に比べて人口あたりでみた"実力"ベースの地方4税の水準のほうが高くなっている。北陸と中国地方の場合、県内総生産については全国の95~96%の水準であるが、"実力"ベースの地方4税については全国の90%弱の水準にとどまっている。残りの北海道、東北、四国、九州における"実力"ベースの地方4税はいずれも全国の70%台である。沖縄については56.1であり、全国の半分あまりの水準である。

地方4税とはほぼ一般財源に相当する。それが 人口あたりでみて全国の90%程度の水準に甘んじ なくてはならないというのであればまだしも、全 国の70%台あるいは50%台の水準でやりくりしな くてはならないとなると困難が予想される。そこ で次に検討すべきは財政調整の問題である。

4. 負担・受益関係と財政調整

(1) 負担・受益関係

土居(2008a)は、ある地域の便益を地方譲与税・地方交付税・国庫支出金という財政移転の合計額、ある地域の負担を当該地域の国税負担額とし、さらに「全国の国税徴収額-全国の地方譲与税・地方交付税・国庫支出金の合計」を国直営の行政サービス便益としている。その結果、ある地域における純便益は「当該地域の財政移転額-当該地域の国税負担額+国直営の行政サービス便益」で表現される。また、林(2009)は、ある地域における財政収支バランスを「政府最終消費支出+公的総固定資本形成+社会保障給付-国税・地方税負担」によって推計している。

財政的意味での負担・受益状況を地域別に点検するため、土居 (2008a) ならびに林 (2009) の方法を参考にしながら、本稿では負担と受益を次のように定義した。地方税は都道府県と市町村の合計である。国税収納済額から地方消費税分を除外している。いずれもある地域についてみたものである。

図表5 人口あたりでみた負担・受益関係

(万円、%)

						()) 1/ /0/				
		受益額	租税負担	受益・負	負担差額	県民所得	租税負担率		全国=100	
		а	b	c=a-b	d=c+全国	е	f=b/e	受益額	租税負担	租税負担率
北	海 道	63.8	44.7	19.1	39.6	246.3	18.2	121.7	61.3	76.8
東	北	58.3	42.1	16.2	36.7	252.7	16.7	111.1	57.7	70.5
北	関東	44.1	49.2	- 5.1	15.4	293.5	16.8	84.0	67.4	70.9
南	関東	51.8	132.5	-80.7	-60.2	393.1	33.7	98.8	181.6	142.6
北	陸	60.7	51.5	9.2	29.7	281.6	18.3	115.7	70.6	77.4
東	海	47.9	72.9	-25.0	- 4.4	339.5	21.5	91.4	99.9	90.8
関	西	48.7	70.5	-21.8	- 1.3	301.8	23.4	92.9	96.6	98.8
中	国	58.0	56.2	1.8	22.3	286.2	19.6	110.5	77.0	83.0
四	国	59.8	47.9	11.9	32.4	249.7	19.2	114.0	65.7	81.2
九	州	56.3	43.6	12.7	33.2	244.9	17.8	107.4	59.8	75.3
沖	縄	60.6	35.6	25.0	45.5	206.0	17.3	115.4	48.8	73.1
全	国	52.5	73.0	- 20.5	0.0	308.6	23.6	100.0	100.0	100.0
変	動係数	0.114	0.459	_	_	0.183	0.243	_	_	_
[東	京都]	65.5	222.8	-157.4	- 136.5	493.6	45.1	124.9	305.4	190.9
[南	関東]	41.0	61.1	-20.1	0.6	313.8	19.5	78.2	83.8	82.4
総額	(兆円)	66.7	92.7	-26.0	0.0	_	_	_	_	_

⁽注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2006年度、総務省「地方財政統計年報」2007年度、国税庁「国税庁統計年報書」 2007年度、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」2006年度、07年度から作成。

^{2.} 算出方法については本文を参照。

人口あたり県民所得(万円)

負担額=地方税+国税収納済額 受益額=地方税+地方譲与税+地方特例交付金 等+地方交付税+国庫支出金

この定義により、ある地域における受益・負担 差額は「地方譲与税+特例交付金等+地方交付税 +国庫支出金-国税収納済額」によって表され る。地方譲与税と特例交付金等は合計でも総額 1兆円強、人口あたりだと8,000円あまりなので、 ここでいう地域別の受益・負担差額は、その地域 における地方交付税と国庫支出金の合計から国税 収納済額を引いたものにおおむね近い。

これを人口1人あたりに換算してみたのが図表5である。受益額は、いままでみてきた帰着地ベースの地方4税に国庫支出金を加えたものと同じである。その変動係数は0.114である。帰着地ベースの地方4税の変動係数は0.101であったので、国庫支出金が追加されることで地域間のバラツキが少しだけ拡大していることが分かる。しかし、バラツキそのものは小さい。人口あたり地方税の変動係数は0.243であったが、負担額には地方税とともに国税が含まれているせいで、負担額に関する変動係数は0.459にやはり上昇している。

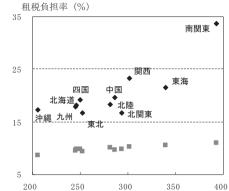
受益額から負担額を引いた人口あたりの受益・ 負担差額は、沖縄25.0万円、北海道19.1万円、東 北16.2万円などで高い。中国地方は1.8万円であり、 地方圏のなかでは最も少ない。他方、北関東を含 む大都市圏ではマイナスである。負担超過の幅 は南関東80.7万円、東海25.0万円、関西21.8万円、 北関東5.1万円となっている。

全国では人口あたりマイナス20.5万円、総額では26.0兆円である。これは、全国の国税収納済額(地方消費税分を除く)から全国における地方譲与税・特例交付金等・地方交付税・国庫支出金の合計額を引いたものに等しい。この総額26兆円というのは、居住地に関係なくすべての国民が均しく享受できる行政サービス、いわば国家公共財にあたる。具体的には外交、防衛、科学技術、公的扶助などが該当するとみなせる⁹。

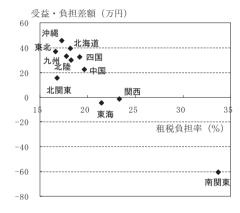
図表5のd欄は、c欄の受益・負担差額に国家 公共財に相当する人口あたり20.5万円を加えたも のである。これによると、負担超過額は南関東で

図表 6 県民所得、租税負担率、受益・負担差額の 関係

a. 県民所得と租税負担率



b. 租税負担率と受益・負担差額



(注) 図表5から作成。a の◆は国税・地方税負担率、■は地方税負担率。

依然として60.2万円と大きいが、東海で4.4万円、 関西では1.3万円に縮小している。国家公共財を 加えないときには負担超過であった北関東もプラ ス15.4万円に転じている。

人口あたり県民所得に対する国税・地方税負担率は23.6%である¹⁰⁾。地方圏の租税負担率は17~

10) 財務省調べでは、2007年度の場合、国民所得(国民経済計算)に対する国税・地方税負担額は24.8%、人口あたり国税・地方税負担額は72.7万円である。財務省統計でいう国税負担額は、国税収納済額に関税・印紙収入の6.9兆円を加え、還付金の7.5兆円を除いたものであり、総額52.7兆円である。本稿では、国税負担額として国税収納済額の55.1兆円(地方消費税分を含む)を用いて、県民所得(県民経済計算)に対する比率をみている。

⁹⁾ 前述のとおり、土居 (2008b) は「国直営の行政サービス便益」と表現している。

18%程度、中国地方と四国では19%台であるが、 関西と東海では20%を超え、南関東では33.7%と 高い。南関東が図抜けているのは、前述のとおり 現行の租税制度が関係している。

人口あたり県民所得と租税負担率とは正の関係にあるのに対し、租税負担率と受益・負担差額とは負の関係にある(図表 6)。つまり、租税負担率が低い地域ほど受益超過幅が大きい。おもしろいのは、土居(2008b)が指摘しているように、人口あたり県民所得に対する地方税負担率だけ取り出してみると、地域間の差が非常に小さいことである。沖縄では8.6%とやや低いものの、北陸以外の地方圏はすべて9%台であり、最大の南関東でも11.0%、北陸、東海および関西では10%台である。租税負担率の地域間格差のほとんどは、国税収納済額の地域間格差によって説明されることが分かる。

本稿の冒頭で述べたように、道州制をめざした 地方分権とは、端的には自らの租税あるいは起債 でもって自らの行政サービス(公共インフラの整 備・維持を含む)を供給することを意味する。そ のため土居(2008b)が指摘するとおり、「でき る限り財政的に自立した運営が行えるようにする 必要がある。道州制に移行してもなお、国への財 政依存が強い仕組みでは、地方分権の利点が発揮 できない。その意味で、道州制移行後の自治体間 の財政調整は必要最小限にしなければならない」 のである。

だが、問題なのは「必要最小限」の財政調整と はどれくらいの水準なのかということである。

なお、国税と地方税を合計した租税収入は93兆円である。受益額の67兆円との差額の26兆円は、国家公務員の人件費を含めて国家公共財の供給にかかわる行政コストに相当するとみられるが、この金額は2007年度の国債発行額におおむね相当することは興味深い。国・地方を通じた歳出は純計で149兆円に達する一方、租税収入は93兆円しかない。租税外収入を除いた不足分の多くを公債費(2007年度の場合、国25.4兆円、地方9.6兆円)に依存しているのが実情である。

(2)地域間財政調整の水準

土居(2008b)は、現状の地方交付税原資を用いて地域間の財政調整が可能であるかどうかを点検している。人口あたり一般財源額が39.4万円(2005年度当時)であるときに、この水準を道州制11区域案のいずれの地域でも達成することが可能であることが確認できれば、「財政調整の方法は不問として、(完全平等にまでは是正しないが)他のどのような格差是正の程度でも、同じ財源を

図表7 地域間均等水準を確保するために追加的に必要な財源

(万円)

			地 域 間		人口あた	り乖離幅			実数((10億円)	
			均等水準 (発生地)	地方税・ 譲 与 税	帰着地の			地方税・ 譲 与 税	帰着地の	発生地の	実 力 の 地方4税
			а	b	С	d	е	f	g	h	i
北	海	道	44.3	19.0	- 7.9	13.6	10.0	1,057	- 438	755	559
東		北	44.3	19.6	- 4.8	14.7	10.7	1,867	-460	1,397	1,019
北	関	東	44.3	15.0	6.1	8.9	4.0	2,429	995	1,441	653
南	関	東	44.3	0.9	- 1.3	-25.9	- 15.1	247	-378	-7,321	- 4,251
北		陸	44.3	15.0	- 6.0	8.4	4.6	828	-328	464	254
東		海	44.3	8.0	2.4	-2.6	- 6.1	1,193	360	- 391	-914
関		西	44.3	13.0	3.5	1.3	0.7	2,686	732	268	152
中		国	44.3	15.8	- 3.8	8.9	5.2	1,204	-292	681	400
四		国	44.3	19.1	- 6.1	12.9	9.9	781	-248	526	403
九		州	44.3	20.1	- 1.1	14.1	10.9	2,685	-152	1,880	1,455
沖		縄	44.3	26.1	2.6	21.5	19.4	364	36	299	270
全		国	44.3	12.1	- 0.1	0.0	0.0	15,340	- 174	0	0
[東	京	都]	44.3	- 13.5	- 14.4	-65.4	- 34.3	-1,684	-1,793	-8,145	-4,274
[南	関	東]	44.3	12.3	9.0	5.2	0.1	1,932	1,415	824	23

用いて再分配が可能であることを示したことになる」からである。

本稿でも、土居(2008b)の方法に準拠し、地域間財政調整の水準を点検してみた(図表7)。本稿でいう地域間均等水準とは、図表1でいう発生地ベースでみた人口あたり地方4税のことである。すなわち、地方税・地方譲与税・地方特例交付金等および発生地ベースの地方交付税を合計した44.3万円である。これはそもそもの地方交付税原資であり、国の一般会計からの繰入などは含まない。

図表7のb欄は、地域間均等水準から現状の地方税と地方譲与税の合計を引いた金額(人口あたり)であり、f欄はその実数である。これは、地方税・地方譲与税という地域固有の財源に対して、どれくらいの財政移転が追加的に必要かを示している。沖縄では人口あたり26.1万円と少し高いが、北海道、東北、四国、九州で20万円前後、北関東、北陸、関西、中国地方で10万円台半ばである。

注目すべきは南関東でもプラス0.9万円であることだ。東京都だけ取り出してみると、自らの地方税・地方譲与税のうち13.5万円を拠出しなくてはならないが、東京都を含む南関東全体では自らの地方税・地方譲与税以外に0.9万円の財政移転を受け取ることになる。これは、「現行制度下で地方税収等となっている(ために他の自治体への財政調整のための財源に拠出できない)部分を拠出しなくても、既存の財政調整(地方交付税)財源の範囲内で十分に道州間の財政調整が可能であることを意味する」(土居2008b)。全国計の差額15.3兆円は、現行の地方交付税原資と地方特例交付金等の合計に等しいことはいうまでもない。

図表7のc欄は、地域間均等水準から現状の帰着地ベースの地方4税を引いた金額である。マイナスは後者が超過している地域であり、地域間均等水準からすれば受け取り超過といえる。逆に北関東、東海、関西、沖縄では符号がプラスである。これらの地域にとっては地域間均等水準に比較して現状の地方4税の水準が少ないことになる。g欄の全国計の差額1,700億円あまりは、一般会計からの繰入などによる地方交付税の加算部分に相当する。

図表7のd欄は、地域間均等水準から発生地(見

かけ)ベースの地方4税を引いた金額であり、e欄は"実力"ベースの地方4税を引いた金額である。それぞれプラスは、地域間均等水準を達成するために追加的に必要な財政移転の規模を示している。マイナスは持ち出しである。地方4税のうち地方税・地方譲与税・地方特例交付金等は共通しているので、d欄もe欄も実際には地方交付税原資の配分の仕方を意味していると解釈できる。

図表7のe欄を一見して明らかなとおり、"実力"ベースにすれば"見かけ"ベースに比べて他地域からの移転額が少なくて済む。東海地域のみ"見かけ"ベースの持ち出し額が増えるが、南関東でも人口あたりの持ち出しは25.9万円から15.1万円に縮減される。"実力"ベースについて実際の金額をみれば、南関東は4.3兆円弱、東海は9,100億円あまり、それぞれ持ち出しであるが、九州と東北では1兆円以上の受け取りになる。

地方税に対する移転必要額のウエイトは、北海道、東北、四国、九州では40%を超えるが、北関東、北陸、中国地方では10%台である。沖縄では移転必要額は2,700億円であるのに対し、地方税は2,500億円を割り込んでおり、地域間均等水準を確保するために地方税収を上回る移転が必要となる。

図表7のe欄とi欄は、人口あたりでみた地方4税――ほぼ一般財源に相当する――を全国平均並みにしようとすれば追加的に不足するかまたは超過する金額を意味する¹¹⁾。地方政府が地方税の課税標準と税率を自由に設定できるのであれば、財政調整の規模を「必要最小限」に抑えて、不足する部分はその地域の増税によって補完すればよいことになる。持ち出し地域は逆に減税が可能となりえよう。このように地方政府に自由な課税自主権が委ねられるのであれば、「道州制の移行に伴い、現下の税収格差論は意味を持たないものとなる」(土居2008b)という見方は不思議ではな

¹¹⁾ 土居 (2008a) も指摘しているとおり、すべての地域について平均の100%の水準で調整する必要はない。現行の地方交付税制度についてもいわれているように、自らの税収獲得努力を怠るおそれがあるからである。水平的財政調整を導入している国でも平均の100%水準で財政調整がおこなわれているわけではない。ドイツでは平均の95%水準、スウェーデンでは平均との乖離の95%水準、デンマークでは同85%水準とされる(持田編2006)。

い。が、ほんとうにそれでよいかどうかを次項以下で検討してみよう。

(3) 地域間格差と地域内格差

地域の財政力は財政需要と課税力によって規定される。課税力は当該地域の経済活動に依存しており、財政需要はその地域の社会的・自然的要因によってさまざまに異なる。そのため地方政府に課税自主権が認められても、必要な財源がつねに確保されるとは限らない。このような財政力格差の問題を3つの点から検討する。

第1は、地域間格差と地域内格差の問題である。図表8は、人口あたりでみた地方4税とその内訳について47都道府県間ならびに11区域間の変動係数を示すと同時に、北海道と沖縄を除く9地域について当該地域内における都府県間の変動係数を示したものである。まず、地域間格差についてみると、次の点が指摘される。

①47都道府県を11区域にくくれば対象数が減少することもあって、現状の地方4税に関する地域間格差は全般に縮小する。都道府県と市町村を合計した地方政府の場合、地方4税の変動係数は0.152から0.101へ低下する。地方税について

は逆に0.237から0.243にわずかに上昇する。

- ② "見かけ" (発生地ベース) の地方交付税については地域間格差が大きいが、47都道府県を11 区域にくくれば変動係数は低下する。"実力"ベースの地方交付税に関する変動係数は少し低下し、地方税に関する変動係数とほぼ同程度になる。
- ③地方4税について"見かけ"と"実力"を比較すると、後者の変動係数は前者より小さい。その半面、47都道府県を11区域にくくると、"見かけ"ベースでは変動係数が低下するのに対し、"実力"ベースでは逆に少し上昇する。

次に、北海道と沖縄を除く9地域における地域 内格差、つまり都府県間格差については、次のような特徴がみられる。

- ①現状の地方4税については、東京都を含む南関東における都県格差が大きい。特に地方交付税のバラツキが大きく、地方税に関する変動係数も大きい。南関東に次いで中国地方における県間格差が大きい。
- ②東北、北陸、東海、関西、九州については現状 の地方4税に関する変動係数が小さい。北陸に ついては地方税などの変動係数も低く、均質的

		地方税	地方	地方特例	地方	地方	地方3	を付税	地方4	4 税計
		地力忧	譲与税	交付金	交付税	4 税計	見かけ	実力	見かけ	実力
47 47 14 14	都道府県	0.389	0.481	0.651	0.574	0.230	_	-	_	-
47都道府県間格差	市町村	0.178	0.249	0.182	0.543	0.129	_	-	_	-
示问旧左	地方政府	0.237	0.300	0.398	0.552	0.152	0.980	0.249	0.366	0.232
	都道府県	0.361	0.523	0.537	0.531	0.136	_	_	_	-
11区域間の格差	市町村	0.178	0.262	0.179	0.537	0.131	_	_	_	-
V 1日 圧	地方政府	0.243	0.324	0.355	0.525	0.101	0.744	0.244	0.339	0.237
	東 北	0.109	0.200	0.130	0.276	0.096	0.262	0.157	0.124	0.115
	北関東	0.055	0.267	0.073	0.564	0.146	0.121	0.095	0.056	0.063
	南関東	0.365	0.429	0.700	1.566	0.283	1.255	0.325	0.644	0.351
9区域内	北陸	0.078	0.071	0.064	0.090	0.052	0.121	0.087	0.077	0.076
の都府県	東 海	0.162	0.249	0.371	0.769	0.042	0.471	0.233	0.216	0.177
間 格 差	関 西	0.159	0.218	0.188	0.535	0.082	0.581	0.210	0.238	0.168
	中 国	0.144	0.271	0.163	0.545	0.199	0.320	0.171	0.164	0.142
	四 国	0.106	0.159	0.140	0.353	0.140	0.275	0.160	0.127	0.113
	九州	0.114	0.190	0.094	0.253	0.086	0.265	0.150	0.132	0.118

図表8 地域間・地域内の財政力格差

- (注) 1. 人口あたり税額に関する変動係数。
 - 2. 都道府県間格差ならびに区域間格差については、都道府県財政、市町村財政および両者を合計した地方政府 ごとに比較。
 - 3. 都道府県財政のうち地方交付税については東京都と愛知県を含まない。

な県から構成されているといえる。東海と関西については地方税に関する変動係数は比較的大きいものの、地方交付税のバラツキも比較的大きく、これらが相殺されて、地方4税に関する変動係数が相対的に軽微な範囲に収まっているとみられる。

③北関東・中国地方・四国は、南関東に次いで現 状の地方4税に関する変動係数が高いが、これ ら3地域については"実力"ベースの地方4税 の変動係数が現状の地方4税の変動係数より小 さくなる。残りの地域については逆に"実力" ベースの地方4税に関する変動係数のほうが大 きい。

以上のことから、地域間の財政調整だけでなく、 地域内の財政調整も必要であり、その度合いは地 域によって異なることに留意しなくてはならない といえよう。

(4) 長期債務

第2は、地方の長期債務の問題である。内閣府「国民経済計算年報」によると、2007年度における一般政府の負債は中央政府771兆円、地方政府183兆円、社会保障基金15兆円、合計で968兆円である。地方政府の負債には短期借入金や未収金が

含まれるが、交付税特別会計関係は含まれない。

総務省「地方財政の借入金残高の状況」によれば、地方の長期債務残高は2007年度に199兆円、その内訳は交付税特別会計借入金残高の地方負担分34兆円、地方債残高138兆円、公営企業債残高の普通会計分27兆円である。一方、総務省「地方公営企業年鑑」によると、上下水道、工業用水、公営交通、病院事業などをおこなうために地方が発行した企業債残高は2007年度に合計58兆円であるので、普通会計分以外の公営企業債残高は31兆円になる。

これらを合計すると地方の長期債務残高は230 兆円にのぼるとみられる(借入先については、財 投債などによる政府資金が98兆円を占めるが、最 近では民間金融機関69兆円とともに市場公募34兆 円のウエイトが拡大している)。

図表9は、都道府県と市町村における地方債残高と企業債残高を合計して道州制11区域案別に整理したものである。人口あたり地方債残高は全国で107万円になる。これに債務負担予定額(長期にわたる建設事業や土地購入のために予定されている支出)を加えて、積立金現在高を引いた実質将来負担額は人口あたり106万円である。これは地方債残高とほぼ同じである。

図表9 地方政府における長期債務の状況

(10億円)

	(10 mg/1 1)									
			地方債	債務負担	積立金	実質将来	企業債	人口	コあたり(万	円)
			残高	予定額	現在高	負担額	残高	地方債残高	実質負担額	企業債残高
			а	b	С	d=a+b-c	е	f	g	h
北	海	道	9,140	697	490	9,347	2,823	164.0	167.8	50.7
東		北	12,603	933	899	12,638	5,129	132,2	132.6	53.8
北	関	東	13,296	1,056	1,316	13,036	5,882	81.8	80.2	36.2
南	関	東	21,281	2,765	3,615	20,430	11,640	75.4	72.4	41.2
北		陸	8,296	568	580	8,285	3,527	150.8	150.6	64.1
東		海	14,202	1,324	1,378	14,149	5,943	95.2	94.9	39.9
関		西	23,323	2,475	1,590	24,208	11,822	112.9	117.2	57.2
中		国	10,381	815	765	10,432	4,275	136.1	136.8	56.0
四		国	5,541	236	493	5,284	1,483	135.8	129.5	36.3
九		州	16,663	1,060	1,634	16,090	5,049	125.1	120.8	37.9
沖		縄	1,194	80	163	1,111	355	85.8	79.8	25.5
全		国	135,921	12,008	12,921	135,008	57,928	107.0	106.3	45.6
[東	京京	都]	8,558	1,632	2,895	7,295	4,919	68.7	58.5	39.5
[南	関	東]	12,723	1,133	721	13,135	6,721	80.7	83.3	42.6

(注) 総務省「地方財政統計年報」2007年度、同「地方公営企業年鑑」2007年度、同「住民基本台帳に基づく人口・ 人口動態及び世帯数」2008 年 3 月31 日現在から作成。 人口あたり実質将来負担額は、北海道168万円と北陸151万円で特に高く、このほか東北と中国地方で130万円台、四国と九州で120万円台である。地方圏では沖縄を除いて全般に高いのに対し、北関東、南関東、東海では100万円未満である。大都市圏のうち関西では117万円と少し高い。

他方、人口あたり企業債残高は全国平均では 45.6万円であるが、北陸の64.1万円をはじめ、北 海道、東北、関西、中国地方で50万円を超えてい る。人口あたりでみた実質将来負担額と企業債残 高の合計は全国では152万円であるが、北海道218 万円、北陸215万円、中国地方193万円、東北186 万円などで高い。

地方の長期債務としては、地方債残高(または 実質将来負担額)と企業債残高のほかに、もう1 つ交付税特別会計借入金残高がある。地方交付税 の原資不足を交付税特別会計の借入金でまかなっ てきたが、その残高が50兆円を超えるほど肥大化 したため、2007年度から19兆円が国の一般会計に 承継され、2036年度までに返済していくことに なっている(実際には借換により、返済期間は60 年になる見込みである)。残りの34兆円が地方負 担分であり、当初は2026年度までに返済すること になっていたが、経済情勢の悪化を背景に保留されている。が、いずれ返済していかなくてはならない。つまり、地方交付税の実質交付額が減ることになる。

地方分の34兆円というのは人口あたりでは27万円である。人口あたり実質将来負担額と企業債残高の合計152万円にこの27万円が追加され、結局、地方の長期債務残高は人口あたり179万円ということになる。

すべての地域について一律に27万円を加算して みると、北海道245万円、北陸242万円、中国地方 220万円、東北213万円、関西201万円であり、いずれも200万円を超える。これに対し、沖縄132万 円、南関東141万円、北関東143万円、東海162万 円であり、相対的に少ない。地方税に対する長期 債務残高の比率は全国では5.6倍であるが、北海 道では10倍強であり、このほか東北と北陸で9倍 弱、中国地方・四国・九州で8倍弱、沖縄で7倍 あまりとなっている。これは長期債務が当該地域 の1年間の地方税収の何年分にあたるかを意味し ている。

交付税特別会計借入金残高を地域別に計算する ことはできないが、上述の試算のように全国一律

図表10 基礎的財政収支と実質収支の状況

(10億円)

									(101息円)
			基礎的則	财政収支	形式収支	翌年度		実質収支	
			実 数	歳入比(%)		繰越金	実 数	歳入比(%)	地方4税比(%)
			а	b	С	d	e=c-d	f	g
北	海	道	216.5	4.3	-4.7	6.8	-11.5	-0.2	-0.4
東		北	330.6	4.3	128.4	42.8	85.6	1.1	1.8
北	関	東	464.8	4.8	269.9	66.1	203.8	2.1	3.3
南	関	東	2,269.4	12.3	599.9	151.0	448.8	2.4	3.5
北		陸	-60.4	-1.2	113.3	59.5	53.9	1.1	1.9
東		海	529.8	5.5	252.6	67.6	185.0	1.9	3.0
関		西	311.2	2.1	146.5	91.7	54.8	0.4	0.7
中		国	233.3	3.7	104.3	38.6	65.7	1.1	1.8
四		国	225.7	6.6	92.4	40.6	51.8	1.5	2.5
九		州	432.2	4.2	226.7	97.8	128.9	1.2	2.1
沖		縄	46.6	4.3	20.4	8.1	12.3	1.1	2.1
全		国	4,999.5	5.5	1,949.7	670.6	1,279.1	1.4	2.3
[東	京	邹]	1,966.4	19.7	410.3	80.4	329.9	3.3	4.5
[南	関	東]	303.0	3.6	189.6	70.7	118.9	1.4	2.1

- (注) 1. 総務省「地方財政統計年報」2007年度から作成。
 - 2. 基礎的財政収支= (歳入-地方債-繰入金) (歳出-公債費-積立金-前年度繰上充用金)。
 - 3. 歳入については都道府県と市町村の重複を除いている。
 - 4. 地方4税は現状の帰着地ベースでみたものである。形式収支と実質収支は単年度である。

になると考えるには無理がある。むしろ地方交付 税への依存状況に比例して加算されると考えるほ うが適切であろう。

(5) 財政の持続性

第3は、財政の持続性の問題である。財務省調べによると、2007年度決算における基礎的財政収支は、国についてはマイナス6.1兆円であったものの、地方ではプラス5.4兆円であった。地方の基礎的財政収支が黒字化したのは、折からの景気回復による税収効果もあったにせよ、国の大綱で示された以上に行財政改革に取り組んできた都道府県・市町村の努力のあらわれでもある。地方の基礎的財政収支がプラスであることから、「地方への財政移転をもっと削減すれば、国・地方を通じた基礎的財政収支を均衡化できる」という説があるが、都道府県・市町村にしてみればそのままでは受け容れがたい。

図表10は、都道県財政と市町村財政を合計して 基礎的財政収支と実質収支を求め、これを11地域 別に整理したものである。これによると、地方政 府の基礎的財政収支は財務省調べと少し異なる が、プラス5兆円になっている(都道府県プラス 1.6兆円、市町村プラス3.3兆円)。仔細にみるなら、 市町村ではすべてプラスであったが、都道府県に ついては16府県でマイナスであった。ところが道 州にくくると、北陸を除いて軒並みプラスになっ ている(北陸のマイナスについては、自然災害の 多発による財政支出の増加が考えられる)。

また、形式収支から翌年度繰越金を除いた実質収支(ここでは単年度についてみたもの)は、地方政府全体では1.3兆円弱の黒字であった(都道府県ではプラス0.7兆円、市町村ではプラス1.2兆円)。北海道の市町村でマイナスがあったため、北海道全体では110億円あまりの赤字になっている。歳入に対する実質収支比率は関西では0.4%と低いものの、そのほかの地域では1%を超え、南関東と北関東では2%を超えている。

石黒ほか(2007)は、2003 ~ 05年度決算の都 道府県財政に基づいて返済未完額の割引現在価値 を試算している。これは、各都道府県における債 務を基礎的財政収支の黒字で返済していった場 合、無限の将来においてなお完済できずに残って しまう債務を現在価値で示したものである。都道 府県財政を道州制11区域案でくくった試算によれば、すべての地域でプラスである。つまり、債務が残ってしまうことになる。債務を完済するために必要な基礎的財政収支額は「純債務残高×借入金利子率-現在の基礎的財政収支額」によって求められる。

その試算結果と図表10における基礎的財政収支額を単純に比較してみると、多くの地域で債務を完済するために必要な基礎的財政収支額が達成されている(繰り返しになるが、石黒ほか(2007)は都道府県財政のみ扱ったものである)。しかし、2007年度という最近では比較的好況であった時期においてすら、北海道、北陸、関西では必要な基礎的財政収支額に届いていない。中国地方ではわずか数百万円程度とはいえ、やはり不足している。

5. いくつかの示唆

(1) 移譲財源

地方政府は、税収の伸び悩みという問題を抱えながら、人口減少や高齢化に伴う行政需要の増大に対応していかなくてはならない。そのため財政規律のいっそうの徹底が求められることはいうまでもない。ところが、地方分権の進展とさらには道州制移行に伴って、たとえ課税自主権が大幅に拡大されたところで、多くの地方政府にとっては税率の変更も新税の設置もそれほど容易ではないと推察される。

そのため当面は、中央政府・地方政府を通じて 行財政改革のさらなる推進に取り組むとともに、 既存の税財政システムを立て直していくしかない と考えられる。具体的には、現行の地方交付税制 度そのものについては改善の余地があるにして も、国税の一定部分を中央政府・地方政府間でど のように配分するかという問題である¹²⁾。

そこで、"実力"ベースの地方交付税原資をも とに財源配分の問題を検討してみよう。"実力" ベースでみるのは、地方政府の財源は、当該地域

¹²⁾ 林 (2010) は、わが国における税源移譲に関する 論議を批判的に検討している。林 (2010) によれば、 中央政府と地方政府で課税標準を共有し、税収の総 額を変更しないままでの税源移譲は、実際には「税 率移転」tax point transferであり、財政移転の多寡 の問題とされる。

の経済活動を反映したものを基本とし、負担と受益をできる限り一致させるべく、他地域からの財政移転は可能な限り最小限に抑制するという趣旨からである。

地方交付税の原資となる主要な国税について、 人口あたりにして11地域間の変動係数をみると、 法人税(収納済額15.7兆円)0.357、所得税(同 18.4兆円)0.291、消費税0.093(地方消費税を除く 同10.7兆円)の順で大きい。このことから、主要 3税のなかでは、よくいわれるとおり消費税を移 転財源の基幹することが望ましいと想像される。

これを確認するため、以下の4つのケースについて簡単な試算をしてみた。たばこ税と酒税は合計でも約2兆円にすぎないので、現行の法定税率のまま変わらないという前提である(たばこ税25%、酒税32%)。

- A 所得税32%、法人税34%、消費税29.5%
- B 所得税42%、法人税44%、消費税39.5%
- C 所得税32%、法人税34%、消費税39.5%
- D 所得税32%、法人税34%、消費税49.5%

ケースAは現状と同じである(結果は既出の図表4のとおりである)。ケースBは所得税・法人税・消費税の配分比率をそれぞれ10%ポイント上昇させた場合、ケースCとDは所得税と法人税の配分比率は現状のままで、消費税のそれを10%ポイントまたは20%ポイント上昇させた場合である。さらに、それぞれのケースについて国庫支出金をゼロにした場合と現状の半額にした場合も調べてみた(図表11)。

ここで、たとえば消費税の「39.5%」というの

は地方への配分比率のことであり、消費税率そのもののことではない。また、"実力"ベースの地方交付税でみるということは、地方交付税に相当する発生地ベースの税源が現行税制の偏りを是正したうえで、そのまま地方政府に移譲されるということと同義であるとみなしてさしつかえない。この単純な試算から、次のような示唆を導くことができる。

- ①所得税と法人税の配分比率を上げると、わずか とはいえ地域間格差が拡大する。
- ②所得税と法人税の配分比率は現状のままで消費税の配分比率を上げると、現状より地域間格差が縮小するとともに、その配分比率が高いほど地域間格差が小さくなる。
- ③ "実力"ベースでみれば、国庫支出金はたとえ 半額でも地域間格差の縮小に寄与する(これは 図表5でみた帰着地ベースの場合と異なる)。

2007年に法人2税(法人事業税と法人住民税) を国税とし、これと引き換えに消費税の地方分を 拡大することが検討されたが結局、見送られた。 その代わり、2008年度から法人事業税の半額約2.6 兆円をいったん国に吸い上げて地方法人特別譲与 税として再配分するとともに、地方交付税の減少 分約4,000億円を地方再生対策費として財政の厳 しい地方自治体に重点配分するようになってい る。大都市圏の自治体は法人事業税の国税化につ いて「地方分権に逆行する」と抵抗したが、地方 圏の自治体は「歳入面での地方分権」に必ずしも 積極的ではなかった。地方消費税の拡大に伴い地 方交付税は減少する一方、自主財源の増加分に比

図表11 地方交付税相当額の財源移譲による影響

(10億円)

		国	庫支出金=ゼ	П		国庫	国庫支出金=現状の半額			
	地方3税	地方交付税 (実力)	地方4税	人口あたり 変動係数	国税残額	地方4税・ 国庫支出金	人口あたり 変動係数	国税残額		
	а	b	c=a+b	f	g	h				
ケースA	41,293	15,028	56,322	0.237	39,066	61,402	0.181	33,986		
ケースB	41,293	19,506	60,799	0.238	34,588	65,879	0.185	29,508		
ケースC	41,293	16,094	57,387	0.234	38,001	62,467	0.179	33,947		
ケースD	41,293	17,159	58,452	36,935	63,532	0.177	31,855			

- (注) 1. 総務省「地方財政統計年報」2007年度、同「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」2008年3月 31日現在から作成。
 - 2. 地方3税とは地方税、地方譲与税および地方特例交付金等の合計である。人口あたり変動係数は、地方4税 またはこれに国庫支出金の半額を加えたものを道州制11 区域案ごとにくくって人口あたりに換算し、地域間 の変動係数をみたものである。

較して移転財源の減少分が大きいことがありえる からである。

しかしながら、地方分権の趣旨からいっても今後、過度の財政移転は期待されない。さらに「南関東を含む都市部の道州でも高齢化がさらに進むことから、社会保障を始めとする財政需要が増大することが予想され、現下のような規模で地域間財政調整を行うことは容易ではない」(土居2008b)という厳しい指摘もある。

現行の消費税率で国の取り分が4%のままであっても、地方交付税原資として配分比率を29.5%から39.5%にすると地方政府全体では1兆円あまり、人口あたり8,400円程度の増収となる。消費税率そのものについていずれ検討しなくてはならないであろうが、これに平行あるいは先行して、地方政府への配分比率の見直しを進めていくことが望まれる¹³⁾。

その一方、地方分権改革推進委員会などでは、中央政府と地方政府の税源配分を現状の「6:4」から、実際の事務・事業の量に対応した歳出ベースでの「4:6」に近づけるべく、当面は「5:5」にすることを提案している。全国知事会などから構成される地方6団体もそのように要望している。

図表11のケースA、つまり現状の"実力"ベースについてみると、国庫支出金がゼロの場合には中央政府の残額は39兆円であるのに対し地方政府の財源は56兆円、国庫支出金が半額の場合には61兆円と34兆円であり、すでに「4:6」という目標を達成している(租税収入の配分をみたものであり、国公債や租税外収入を含まない)。

地方政府の事務・事業に応じて税源移譲が必要であることは否定すべくもないのだが、中央政府の税源に比較して地方政府の税源を必要以上に拡大することは、次のような理由から必ずしも望ましいこととはいえない(もちろん中央政府・地方政府を通じてさらなる行財政改革に取り組むとともに、特に中央政府については徹底した見直しをしたうえでのことであるが)。

第1に、たとえ "実力" ベースで税源が配分されたとしても、後述のように地域間財政調整のた

めの一定の原資を何らかの形で確保しておく必要があるからである。第2に、公的扶助などのナショナル・ミニマムにかかわる支出は今後とも一定規模で推移することが予想されるため、中央政府・地方政府を通じて対処するために、現行の国庫支出金のような形で確保しておかなくてはならない。第3に、中央政府の国債費まで圧迫してしまうと、地方債の金利に影響し、結局は地方財政の悪化にはね返ってしまうという指摘もある¹⁴。

(2) 適切な財政調整

現行の地方交付税制度については、「算定方法が透明でなく、複雑すぎる」「大都市圏と地方圏のあいだに逆格差が生まれている」「一般財源といいながら国による地方の統制手段になっている」「地方の税収獲得努力を阻害している」といった問題点が指摘されてきた(伊藤・桑原2004)。そのため最近では、交付税特別会計借入金の肥大化の抑制、算定の簡素化、行政改革への取り組みに応じた重点配分などの改革が進められている。

地方分権の進展に伴って地方税源が拡充されれ ば地方交付税の財源保障機能はあまり重要でなく なるとみられる。しかし、前述のように地域間に 財政力格差が生じるのは不可避であることから、 地域間の財政調整機能がまったく不要になるわけ ではない。

地方分権改革推進委員会の第4次勧告(2009年11月)では「自治財政権の強化」を勧告しているが、他方では「地方税の充実が図られると、その充実を極力偏在が少ない税目で行った場合であっても、自治体間の財政力格差は拡大の方向に向かわざるを得ないので、どの地域に暮らしていても勇気と希望がもたらされる豊かで活力のある自治の実現に向け、地域間の財政力格差を是正する必要があることを考えれば、地方交付税の機能はより一層重要にならざるを得ない」と注意を促している。

実際、林(2010) も言及しているように、第87 回地方分権改革推進委員会(2009年6月)に森田 朗東京大学教授が提出した資料によれば、税源移 譲、歳出拡大の抑制および地域間の財政格差の是

¹³⁾ 林 (2010) は、むしろ地方が政治的リスクを負って、消費税率の地方税率分の引き上げを要請すべきだと提言している。

¹⁴⁾ 地方分権改革推進委員会第4次勧告(2009年11月) に添付されている井伊雅子委員の補足意見を参照。

正とは相互に矛盾し、同時には成立しない。しかも林(2010)が指摘するとおり、中央政府と地方政府の税源配分を「5:5」にすると、歳出ベースの「4:6」にするために必要な税源が「1」しか残らないことになる。

(3) 相互依存的自立

地方分権の進展にあわせて、それぞれの地方政府は持てる特徴や潜在力を存分に発揮していくことが期待される。かといって安易に地域間競争をあおるのは望ましいこととは思えない。

その理由として第1に、租税競争などの「地方分権の失敗」が拡大すれば、当該地域だけでなく一国経済全体の厚生を損ねてしまうおそれがあることである(伊藤2009a)。第2に、わが国やヨーロッパの政府間関係は統合型であり、アメリカの大都市圏をモデルにした競争型と違って中央政府と地方政府の役割が明確に分離されず、所得再分配ですら協調的に実施していることである(持田2004)。

図表12 地域間の収支状況(試算)

(万円)

			() () ()
	投資・	移出・	負担・
	貯蓄差額	移入差額	受益差額
北海道	42.9	-61.7	- 39.6
東北	13.1	- 26.9	- 36.7
北関東	-13.2	-42.2	- 15.4
南関東	30.4	70.0	60.2
北陸	- 10.5	-25.2	-29.7
東海	- 25.8	25.3	4.4
関 西	-47.1	-2.7	1.3
中 国	-0.8	-11.3	-22.3
四国	- 19.2	-47.0	- 32.4
九州	30.2	- 37.8	- 33.2
沖 縄	63.3	-65.1	- 45.5
全 国	0.0	0.0	0.0
[東京都]	123.5	- 36.7	136.9
[南関東]	- 43.1	154.3	-0.4

- (注) 1.投資・貯蓄差額は日本銀行「都道府県預金・現金・貸出金」2007年度により「貸出金 預金額」、移出・移入差額は内閣府「県民経済計算年報」2006年度により「純移出入(統計上の不突合を含む)」から作成。負担・受益差額は図表5のc欄に同じ。
 - 2. 人口あたりの数値。全国平均がゼロになるように調整した結果を表示している。

むしろ第3に、これら両方の点とも関係していることだが、健全な国民経済を維持するためには 健全な地域経済システムを確保することが不可欠 であるからである。よく知られているとおり、地 域経済――国民経済についても同じことだが―― については結果として下記の恒等式が成立する。

$$(I - S) + (X - M) = (T - G)$$

Iは民間投資、Sは民間貯蓄、Xは移出、Mは移入、Tは租税、Gは財政支出を示している。ここではごく簡単に、国内の銀行における貸出金と預金の差額で投資貯蓄差額を、県民経済計算における純移出入(統計上の不突合を含む)で域際収支を代替させている。負担・受益差額は図表5の c欄と同じである。

その試算結果(図表12)をみると、北海道、東北、九州、沖縄では相対的に投資過多であり、域際収支と負担受益差額はマイナスになっている。北関東、北陸、中国地方、四国ではすべてマイナスである。逆に南関東ではすべてプラスである。東海では投資・貯蓄差額のマイナスが域際収支のプラスによって相殺され、負担・受益差額は南関東と関西とともにプラスである。関西については少し複雑な動きがみられる(ここでのデータは便宜的に使用したものであり、図表12そのものについて恒等式が成り立つわけではない)。

この結果をみて「域際収支の不均衡を、今後も 財政的に補填し続けるのか、それともこの域際収 支の不均衡を是正する別の経済的方策を考えるの か、どちらかが問われているといえよう。政府債 務が極度に累増した現状の我が国の財政状況を鑑 みれば、この域際収支の不均衡を埋め合わせるた めに財政的に所得再分配をこれまで以上に行う ことは、もはや不可能であるといえよう」(土居 2008b) ということができる。あるいは域際収支 を改善できなければ失業の発生などにつながり、 他方で負担・受益差額のマイナス幅が縮小するな かでは「外貨の稼げる移出・輸出型産業の活性化 が必要」(林2009)という指摘も首肯すべきである。

こういった指摘はそのとおりなのだが、一方で 地域経済の開放性にも留意したい。すべての地域 は密接な相互依存のなかに置かれている。たしか にそれぞれの地域は自らの地域資源に基づいて比 較優位を発揮すればよいし、投資・貯蓄差額と域 際収支の「双子の赤字」を改善すれば結果として 受益超過幅を縮小することが期待される。とはいうものの、すべての地域が南関東あるいは東海のようになれるわけではない。

他方、大都市圏についても後背地があるがゆえの大都市圏であることを銘記すべきである。「地方分権の基本は自己決定・自己責任」という理念を逆手にとって、かりに必要最小限の財政移転をも忌避するようであれば、ただでさえ衰退しつつあるわが国の市場の劣化をさらに加速させかねない。もちろん地方圏の側は、「与えられた財源の範囲でやるしかない」という覚悟のもとで、いままでにも増して財政規律の徹底を図りながら、税収獲得につながる産業経済の振興に努めていく必要がある。

【謝辞】

本稿は、日本計画行政学会第24回中国支部大会での発表「発生地ベースの地方税源からみた財政調整」(2009年6月、岡山大学)、経済同友会地方行財政改革委員会での報告「道州制導入時の長期債務問題と東京の扱い」(2009年6月、千代田区)、地域経済研究集会2009年度総会での材料提供「道州制11区域案でみた地方の受益・負担関係、長期債務、財政収支」(2009年7月、広島市)、第20回中国フォーラム広島会議での報告「負担・受益関係からみた地方の自立と自律」(2009年11月、広島市)をもとにまとめたものです。これらの学会・会議で貴重な意見をいただいた方々に感謝申しあげます。

文 献

赤井伸郎・竹本亨(2008)「効率的行政区域と事務配分 のあり方に関する実証的分析―行政区域再編のコ

- スト削減効果の検証―」、貝塚啓明・財務総合政策 研究所編『分権化時代の地方行政』中央経済社
- 土居丈朗(2008a)「中央政府・地方政府の資金の流れ」 『フィナンシャル・レビュー』 No.88
- 土居丈朗(2008b)「道州制導入の経済財政的効果に関する一考察」『三田学会雑誌』第101巻第3号
- 橋本恭之・吉田素教 (2004)「地方財政改革と道州制 の可能性について」PRI Discussion Paper Series, No.04A-12
- 林正義 (2010)「地方財源の充実と税源移譲の論点」『都 市問題研究』第62巻第1号
- 林宜嗣・21世紀政策研究所(2009)『地域再生戦略と道 州制』日本評論社
- 林官嗣(2009)『分権型地域再生のすすめ』有斐閣
- 石黒俊也・川崎新・小林奈央・竹本佳央・田中智章 (2007)「道州制の持続可能性―地方分権と破綻回 避の両立に向けた提言―」ISFJ政策フォーラム発 表論文
- 伊藤敏安・桑原美香 (2004)「地方交付税制度に関する 主要論点の整理」、中国地方総合研究センター『広 域的な地方自治のあり方に関する基礎的研究』中 国地方総合研究シリーズNo.03-01
- 伊藤敏安 (2009a) 『地方分権の失敗 道州制の不都合』 幻冬舎ルネッサンス
- 伊藤敏安(2009b)「地方分権と財政調整―地域の自立を支える分かちあい―」『エネルギア地域経済レポート』No.419
- 伊藤敏安(2009c)「財政調整制度の考え方」、広島大学 地域経済システム研究センター編『地域経済研究 資料0901』地域経済研究推進協議会
- 関西社会経済研究所(2004)「州制の導入および地方分権改革と地域経済の活性化に関する調査研究報告」 持田信樹(2004)『地方分権の財政学』東京大学出版会持田信樹編(2006)『地方分権と財政調整制度』東京大学出版会
- NIRA (2005)『広域地方政府システムの提言』NI RA研究報告書
- 野田遊(2007)『都道府県改革論』晃洋書房
- 大塚章弘(2007)「地域統合に伴う財政支出効率化に関 する予備的考察」『会計検査研究』No.36
- 山下茂(1998)「地方の視座から―東京はミツグ君か? ―|『計画行政』第21巻第3号

[参考] 都道府県と市町村を合計して人口1人あたりでみた基礎的数値(2007年度)

(万円)

									(万円)
	116-4-41	地方	地方特例		地方交付税			地方4税	
	地方税	譲与税	交付金等	帰着地	発生地	実力	帰着地	発生地	実力
北海道	24.3	1.02	0.14	26.7	5.3	8.8	52.2	30.8	34.3
青森県	21.8	0.75	0.13	29.1	3.5	7.2	51.8	26.1	29.9
岩手県	21.6	1.08	0.15	31.1	4.0	7.8	53.9	26.8	30.6
宮城県	26.7	0.61	0.18	15.1	6.6	10.4	42.6	34.1	37.9
秋田県	20.8	1.00	0.14	33.7	3.6	7.4	55.7	25.5	29.4
山形県	22.6	0.83	0.16	27.6	4.2	7.9	51.2	27.8	31.4
福島県	26.2	0.89	0.18	19.6	5.1	9.8	46.8	32.3	37.0
茨城県	29.7	0.74	0.20	9.6	6.4	12.2	40.3	37.0	42.9
栃木県	31.5	0.67	0.21	8.8	6.1	11.9	41.2	38.4	44.2
群馬県	29.2	0.72	0.19	11.1	7.3	10.9	41.2	37.4	41.0
埼玉県	27.9	0.38	0.17	3.8	5.3	10.0	32.3	33.7	38.5
千葉県	29.0	0.42	0.18	4.0	5.4	10.9	33.5	34.9	40.5
東京都	57.6	0.25	0.63	0.2	51.2	20.1	58.7	109.7	78.6
神奈川県	33.8	0.30	0.21	0.5	7.9	12.7	34.8	42.2	47.1
新潟県	26.3	0.82	0.18	22,2	5.6	9.4	49.4	32.9	36.7
富山県	29.3	0.75	0.19	18.1	7.0	10.2	48.3	37.2	40.4
石川県	30.1	0.69	0.19	19.9	7.5	11.4	50.9	38.5	42.4
福井県	31.7	0.78	0.20	21.7	6.5	11.1	54.5	39.3	43.9
山梨県	29.2	0.64	0.22	23.0	6.7	10.8	53.1	36.8	40.9
長野県	27.5	0.86	0.18	20.5	5.9	9.9	49.1	34.4	38.4
岐阜県	28.1	0.74	0.19	14.7	6.3	9.8	43.7	35.3	38.8
静岡県	33.6	0.54	0.23	5.5	7.6	12.4	39.9	42.0	46.8
愛 知 県	40.5	0.41	0.40	0.7	14.2	16.5	42.1	55.5	57.8
三重県	30.6	0.68	0.22	12.0	5.5	11.1	43.5	36.9	42.5
滋賀県	31.1	0.56	0.20	11.9	6.2	12.0	43.7	38.0	43.8
京都府	30.6	0.43	0.21	11.5	10.7	12.5	42.7	42.0	43.7
大 阪 府	34.2	0.35	0.26	4.2	17.0	13.6	38.9	51.8	48.4
兵 庫 県	29.3	0.48	0.19	10.3	7.8	11.2	40.3	37.8	41.2
奈 良 県	23.3	0.49	0.16	17.6	4.0	8.4	41.5	28.0	32.4
和歌山県	22.8	0.66	0.16	25.2	4.6	7.9	48.9	28.2	31.6
鳥取県	22.0	0.85	0.15	35.5	3.9	7.9	58.5	26.9	30.9
島根県	22.2	1.16	0.16	44.4	4.0	7.8	67.9	27.5	31.3
岡山県	28.2	0.76	0.22	16.1	6.8	10.9	45.2	35.9	40.0
広島県	30.2	0.59	0.21	12.2	8.2	11.3	43.2	39.2	42.3
山口県	27.9	0.69	0.19	18.9	5.9	10.1	47.7	34.6	38.8
徳島県	25.2	0.81	0.18	28.9	5.1	8.6	55.0	31.3	34.8
香川県	26.9	0.60	0.19	17.1	7.7	10.7	44.8	35.4	38.4
愛 媛 県	24.3	0.73	0.17	21.4	6.5	9.2	46.6	31.7	34.4
高 知 県	20.8	0.87	0.14	38.4	4.0	7.2	60.2	25.9	29.0
福岡県	27.0	0.55	0.19	11.7	7.9	10.8	39.5	35.7	38.6
佐 賀 県	22.8	0.70	0.16	26.1	4.3	8.0	49.8	27.9	31.7
長 崎 県	19.7	0.63	0.15	29.0	3.9	7.0	49.5	24.4	27.5
熊本県	21.7	0.73	0.16	23.1	4.4	8.0	45.7	27.0	30.6
大 分 県	24.0	0.84	0.17	24.2	5.5	9.4	49.2	30.5	34.3
宮崎県	20.4	0.97	0.15	28.0	4.7	7.9	49.5	26.3	29.4
鹿児島県	20.5	0.85	0.16	30.3	4.9	8.0	51.8	26.4	29.4
沖縄県	17.8	0.42	0.17	23.4	4.5	6.5	41.8	22.9	24.9
全 国	31.7	0.56	0.25	12.0	11.8	11.8	44.5	44.3	44.3

⁽注) 1. 総務省「地方財政統計年報」2007年度、国税庁「国税庁統計年報書」2007年度、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」2008年3月31日現在から作成。

^{2. 「}発生地」は都道府県別の国税徴収済額でみたものであり、「実力」は地方税や小売業年間販売額で国税収納済額を再配分したものである(算出方法は本文を参照)。

(万円)

							(万円)
	国税収 納済額	租税負担額	受益額	受益・負担 差額	県民所得 (2006年度)	租税負担率 (%)	県内総生産 (2006年度)
北 海 道	20.4	44.7	63.8	19.1	246.3	18.2	337.7
青 森 県	14.5	36.3	64.6	28.3	240.4	15.1	319.9
岩 手 県	13.7	35.3	64.2	28.9	234.1	15.1	328.9
宮城県	28.3	55.0	49.6	- 5.4	263.1	20.9	361.8
秋 田 県	14.4	35.2	66.6	31.3	231.4	15.2	330.1
山 形 県	14.4	37.0	58.8	21.8	247.9	14.9	343.5
福島県	16.7	42.8	55.1	12.2	276.2	15.5	378.0
茨 城 県	23.3	53.0	46.6	-6.4	283.0	18.7	366.7
栃木県	20.5	52.0	48.4	- 3.6	311.8	16.7	410.3
群馬県	23.9	53.0	47.7	- 5.4	292.8	18.1	379.0
埼 玉 県	18.5	46.4	36.9	- 9.5	297.4	15.6	296.4
千 葉 県	24.6	53.5	38.7	-14.8	296.9	18.0	317.7
東京都	165.3	222.8	65.5	- 157.4	493.6	45.1	746.5
神奈川県	33.6	67.5	40.4	-27.1	329.0	20.5	363.5
新潟県	20.9	47.2	60.3	13.1	272.6	17.3	374.3
富山県	26.9	56.2	56.1	-0.1	301.1	18.7	412.0
石川県	24.8	54.9	60.9	6.0	281,2	19.5	386.3
福井県	21.5	53.2	67.9	14.6	282.1	18.9	405.5
山梨県	21.3	50.5	63.4	12.9	278.8	18.1	370.2
長 野 県	19.3	46.8	56.6	9.9	279.4	16.7	372.9
岐 阜 県	20.7	48.8	50.3	1.5	286.9	17.0	355.7
静岡県	25.8	59.4	46.4	- 13.0	340.9	17.4	446.8
愛 知 県	49.4	89.9	47.5	- 42.4	358.9	25.0	510.9
三重県	31.2	61.8	50.1	-11.7	322.0	19.2	432.3
滋賀県	19.8	50.9	50.0	- 0.9	339.4	15.0	443.7
京都府	34.8	65.4	51.0	- 14.4	306.9	21.3	399.5
大 阪 府	58.8	93.0	47.3	- 45.7	313.6	29.6	447.9
兵 庫 県	25.9	55.2	47.6	-7.6	288.7	19.1	352.1
奈良県	14.1	37.4	48.8	11.4	267.4	14.0	262.3
和歌山県	26.4	49.3	58.9	9.6	260.0	19.0	329.1
鳥取県	13.0	35.0	69.3	34.3	241.2	14.5	339.0
島根県	13.1	35.3	84.9	49.6	242.8	14.5	336.6
岡山県	32.9	61.1	52.7	-8.4	280.5	21.8	386.1
広島県	27.8	57.9	52.6	-5.3	310.3	18.7	427.2
山口県	37.3	65.2	57.5	-7.8	287.2	22.7	385.2
徳島県	16.8	42.0	66.0	24.0	267.3	15.7	329.0
香川県	33.7	60.6	51.8	-8.8	268.1	22.6	370.5
愛媛県	25.4	49.7	54.9	5.2	245.4	20.3	334.8
高知県	13.5	34.3	73.0	38.8	216.1	15.9	291.5
福岡県	26.7	53.7	48.1	- 5.6	267.7	20.1	359.7
佐賀県	13.8	36.6	60.0	23.4	245.9	14.9	333.5
長崎県	12.7	32.4	63.3	30.9	213.6	15.2	288.5
熊 本 県 大 分 県	14.5	36.2	56.1	19.9	237.7	15.2	308.2
	24.9	48.8	61.3	12.5	256.8	19.0	366.8
宮 崎 県 鹿児島県	15.6 16.2	36.0 36.7	61.6 65.5	25.6	211.4 227.2	17.0 16.2	300.4 303.9
神 縄 県	17.8	35.6	60.6	28.8 25.0	206.0	17.3	265.8
全国	41.3	73.0	52.5	-20.5	308.6	23.6	408.4
土 岜	41.0	7 3.0	52.5	20.5	0.00.0	20.0	400.4

⁽注) 1. 総務省「地方財政統計年報」2007 年度、国税庁「国税庁統計年報書」2007 年度、内閣府「県民経済計算年報」 2006 年度、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」2006 年度、07 年度から作成。

^{2.} 算出方法の詳細は本文を参照。国税収納済額には地方消費税分を含まない。

	(AH					()311)
	地方債残高	実質負担額	公営企業債 残高	基礎的財政収支 (10億円)	形式収支 (10億円)	実質収支 (10億円)
北 海 道	164.0	167.8	50.7	216.5	-4.7	-11.5
青森県	146.1	141.8	48.4	48.5	16.1	8.1
岩手県	164.0	164.9	56.1	63.9	25.1	14.1
宮城県	113.0	115.2	62.9	55.9	24.1	14.9
秋田県	165.2	162.0	53.4	41.6	17.1	12.1
山形県	140.6	144.3	61.4	57.7	17.4	14.5
福島県	100.6	101.7	41.6	63.0	28.7	22.0
茨 城 県	90.3	89.1	47.9	93.3	47.1	37.4
栃木県	82.1	78.0	34.8	65.3	41.7	30.2
群馬県	82.9	80.5	34.4	45.5	43.3	30.5
埼 玉 県	67.6	68.8	24.0	132.2	101.5	78.8
千 葉 県	71.2	75.1	30.7	82.3	69.4	54.7
東京都	68.7	58.5	39.5	1,966.4	410.3	329.9
神奈川県	80.5	83.8	49.7	168.5	85.3	51.0
新潟県	154.3	158.0	63.5	-77.7	54.5	22.0
富山県	140.2	144.6	66.4	28.8	23.9	10.4
石川県	159.3	153.9	66.3	-23.4	15.5	6.7
福井県	142.4	131.9	59.7	12.0	19.4	14.8
山梨県	149.7	136.9	55.2	52.3	34.9	13.3
長 野 県	115.4	107.2	62.7	128.5	36.4	26.9
岐阜県	105.1	99.7	40.3	92.7	55.5	44.5
静岡県	95.7	96.6	33.6	96.7	63.6	47.5
愛 知 県	93.4	94.2	41.5	293.3	91.4	70.3
三重県	90.1	88.6	45.6	47.0	42.1	22.6
滋賀県	107.8	102.8	57.6	43.8	17.4	10.1
京都府	114.6	122.8	63.7	-16.7	19.3	6.3
大 阪 府	103.5	110.7	58.0	101.4	30.4	4.1
兵 庫 県	123.8	127.8	61.5	123.2	46.0	22.5
奈 良 県	121.7	116.8	36.6	54.0	15.9	2.2
和歌山県	123.5	120.7	39.6	5.5	17.5	9.5
鳥取県	162.9	158.7	67.3	30.2	11.7	9.0
島根県	232.6	233.0	70.9	67.9	15.6	6.5
岡山県	110.7	113.9	57.2	46.2	28.3	20.2
広島県	128.6	129.8	55.7	53.8	27.2	16.4
山口県	125.4	123.7	43.2	35.1	21.4	13.6
徳島県	170.0	161.6	28.2	54.6	30.0	12.6
香川県	111.2	110.6	32.1	24.5	21.5	16.4
愛媛県	112.8	107.2	41.9	86.4	27.6	15.9
高知県	175.6	163.0	39.7	60.3	13.4	7.0
福岡県	113.3	110.5	47.9	117.6	62.0	28.2
佐賀県	118.1	111.6	39.9	19.9	16.1	10.2
長崎県	131.8	121.2	35.8	54.1	29.1	11.8
熊本県	119.8	116.0	32.2	68.2	40.5	28.7
大分県	133.1	128.2	32.9	53.3	32.1	16.8
宮崎県	133.3	131.4	35.0	38.3	16.9	10.5
鹿児島県沖 縄 県	151.2 85.8	147.3 79.8	21.3 25.5	80.8 46.6	29.9 20.4	22.6 12.3
全 国	107.0	106.3	45.6	4,999.5	1,949.7	1,279.1

⁽注) 1. 総務省「地方財政統計年報」2007 年度、同「地方公営企業年鑑」2007 年度、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」2008 年 3 月31 日現在から作成。

^{2.} 基礎的財政収支、形式収支、実質収支は単年度の実数。

A Consideration on Fiscal Difficulties of *Do-shu*, a Wider Regional Government System in Japan

ITO, Toshiyasu[†]

Abstract

The plans intended to transfer prefecture government system into *Do-shu*, a wider regional one, have been discussed formally and informally in recent Japan. The idea of *Do-shu* stems from such correlated situations that; public opinion on decentralization from the central government to the local ones has grown up; prefecture governments have been weakening their roles while cities and towns have been strengthening their power as a result of the merger; fiscal constraints both of central and local governments have become seriously with reduction and aging of population.

But fiscal difficulties of *Do-shu* have not been reviewed so much. This paper examines how the balance of benefits and payments between *Do-shu* will be, if the fiscal adjustment among *Do-shu* will be possible, and if public finance of *Do-shu* will be sustainable. We can get some implication towards introducing *Do-shu* system through this examination.

Key words: *Do-shu*, a wider regional government system in Japan; Regional fiscal differences; Fiscal adjustment among regions

[†] Center for Research on Regional Economic Systems, the Graduate School of Social Sciences, Hiroshima University itot@hiroshima-u.ac.jp